かわさき多文化共生プラザ設置及び管理運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、外国人市民が安心・安全に生活するために必要な情報や行政サービスを円滑に提供し、取り残すことのない外国人相談支援を行うため、「かわさき多文化共生プラザ」の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（設置場所）

第２条　「かわさき多文化共生プラザ」は、川崎市役所南庁舎２階に設置する。

（業務内容）

第３条　「かわさき多文化共生プラザ」が取り扱う業務は次のとおりとする。

(1) 外国人市民の生活相談及び関係機関等の連絡調整に関すること。

(2) 外国人市民への情報提供及び情報発信に関すること。

(3) 行政窓口等での通訳・翻訳に関すること。

(4) 外国人市民と地域コミュニティ等のつながりに関すること。

(5) 「場」を活用した取組に関すること。

(6) その他「かわさき多文化共生プラザ」の運営に付帯する業務に関すること。

（受付方法）

第４条　相談の受付は来所、電話等によるものとする。

（利用時間）

第５条　「かわさき多文化共生プラザ」の利用時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、電話相談の受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

（休業日）

第６条　休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日及び同月３日、１２月２９日から同月３１日までとする。

（入場制限）

第７条　次の各号の一に該当すると認める者は、入場を制限し、又は禁止することができる。

(1) 泥酔者その他、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる恐れのある者
(2) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法平成十四年五月二十九日法律第四十九号にいう身体障害者補助犬を除く）を伴う者
(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害し、若しくはその恐れのある者
(4) その他「かわさき多文化共生プラザ」の管理上支障があると認める者

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和６年３月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。